

京都市訓令甲第 5 号  
区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年6月1日

京都市長 門 川 大 作

別表健康長寿推進課長の項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

別表京北出張所次長の項中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第40号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)